

健康診断の手引

【改訂版】



〈平成21年3月〉

熊本労働局監修
独立行政法人労働者健康福祉機構
熊本産業保健推進センター発行

目 次

I 一般健康診断

1	雇入時の健康診断	1
2	定期健康診断	2
3	特定業務従事者の健康診断	3
4	結核健康診断	4
5	給食従業員の検便	4
6	自発的健康診断	4

II 特殊健康診断

1	じん肺健康診断	5
2	石綿健康診断	10
3	有機溶剤健康診断	11
4	鉛健康診断	13
5	電離放射線健康診断	15
6	特定化学物質健康診断	21
7	高気圧健康診断	23
8	四アルキル鉛健康診断	24
9	歯科健康診断	24

III 行政指導による主な健康診断

1	VDT作業健康診断	26
2	振動健康診断	30
3	腰痛健康診断	32
4	騒音健康診断	33

IV 健康診断結果報告の要否一覧

V 事後措置

1	事業者の責務	35
---	--------	----

資料 1 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針.....36

資料 2 雇用管理に関する個人情報のうち

 健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について.....41

I 一般健康診断

1 雇入れ時の健康診断 (労働安全衛生規則第43条)

労働者を雇入れる際は、次の項目の健康診断を行わなければなりません。
健康診断項目の省略はできません。

健康診断項目

労働安全衛生規則第43条では、労働者を雇い入れた際に、健康診断を行うことが義務づけられています。健康診断項目は次のとおりです。

- 1 既往歴および業務歴の調査（喫煙歴および服薬歴を含む）
- 2 自覚症状および他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、腹囲、視力および聴力の検査
- 4 胸部エックス線検査
- 5 血圧の測定
- 6 貧血検査（血色素量、赤血球数）
- 7 肝機能検査（GOT, GPT, γ-GTP）
- 8 血中脂質検査（LDLコレステロール, HDLコレステロール, トリグリセライド）
- 9 血糖検査（空腹時血糖またはヘモグロビンA1c）
- 10 尿検査（尿中の糖および蛋白の有無の検査）
- 11 心電図検査

（注）雇入れ時の健康診断では、健康診断項目の省略等はありません。

聴力検査

1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの純音を用いるオージオメーターによる検査。

心電図検査

安静時標準12誘導心電図を記録。

※喫煙歴および服薬歴の聴取については、労働安全衛生法により義務付けられてはおりませんが、特定保健指導対象者の抽出に不可欠なことから、事業者は、これに協力することとされています。

雇入れ前3カ月以内に健康診断を受け、診断結果の証明書を提出すれば、当該健診項目に相当する項目について雇入れ時の健康診断は省略できます。

2 定期健康診断 (労働安全衛生規則第44条)

1年以内ごとに1回、定期的に次の項目の健康診断を行わなければなりません。

健 康 診 断 項 目

- 1 既往歴および業務歴の調査（喫煙歴および服薬歴を含む）
- 2 自覚症状および他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、腹囲、視力および聴力の検査
- 4 胸部エックス線検査およびかくたん検査
- 5 血圧の測定
- 6 貧血検査（血色素量、赤血球数）
- 7 肝機能検査（GOT, GPT, γ -GTP）
- 8 血中脂質検査（LDLコレステロール, HDLコレステロール, トリグリセライド）
- 9 血糖検査（空腹時血糖またはヘモグロビンA1c）
- 10 尿検査（尿中の糖および蛋白の有無の検査）
- 11 心電図検査

健康診断項目の省略

- 1 次の者について医師が必要でないと認めるときは省略することができる。
 - (1) 身長の検査については、年齢が20歳以上の者
 - (2) かくたん検査については、胸部エックス線検査について病変の発見されない者、及び胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断とされた者
 - (3) 6～9と11の検査については、40歳未満の者（35歳の者を除く）
- 2 腹囲測定の省略基準
 - (1) 40歳未満の者（35歳の者を除く）
 - (2) 妊娠中の者等であって、その腹部が内蔵脂肪の蓄積を反映していないと診断された者
 - (3) BMIが20未満である者 $BMI = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$
 - (4) 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満である者に限る）

聴力検査

1,000ヘルツおよび4,000ヘルツについて純音を用いるオージオメータによる聴力の検査を原則としますが、35歳、40歳を除く45歳未満の者については医師が適当と認める聴力検査方法によることができます。

心電図検査

安静時標準12誘導心電図を記録します。

3 特定業務従事者の健康診断 (労働安全衛生規則第45条)

深夜業、坑内労働等の特定の業務（労働安全衛生規則第13条第1項第2号の業務、下記参照）に従事する労働者には、6月以内ごとに1回定期的に健康診断を行うことが義務づけられています。健康診断項目は、通常の定期健康診断項目と同じです。

省略基準等についても通常の定期健康診断の場合と同じですが、さらに次の省略等が認められています。

健康診断項目の省略

胸部エックス線検査については1年以内に1回、定期的に行えばよいとされています。

貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査および心電図検査については、前回（6月以内）その検査項目について健診を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。

聴力検査

1,000ヘルツおよび4,000ヘルツの純音を用いるオージオメータによる聴力の検査を原則としますが、前回（6月以内）このような聴力検査を受けたものについては、医師が適当と認める検査方法によることができます。

表 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に定められる特定業務

イ 多量の高熱物体を取り扱う業務および著しく暑熱な場所における業務	リ 坑内における業務
□ 多量の低温物体を取り扱う業務および著しく寒冷な場所における業務	ヌ 深夜業を含む業務
ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務	ル 水銀、砒素、黄りん、 ^ひ 弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務	ヲ 鉛、水銀、クロム、 ^ひ 砒素、黄りん、 ^{ふつ} 弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は、粉じんを発散する場所における業務
ホ 異常気圧下における業務	ワ 病原体によって汚染のおそれがある業務
ヘ さく岩機、 ^{ひょう} 鉛打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務	カ その他厚生労働大臣が定める業務
ト 重量物の取扱い等重激な業務	
チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務	

※エチレンオキシド、ホルムアルデヒドは、上記ヲに該当します。

4 結核健康診断（労働安全衛生規則第46条）

平成21年4月1日より、廃止されました。

5 給食従業員の検便（労働安全衛生規則第47条）

事業場附属の食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者に対しては、雇入れの際又は当該業務へ配置替えの際に、検便による健康診断を行わなければなりません。

検便による健康診断とは、伝染病保菌者発見のための細菌学的検査のことです。

6 自発的健康診断（安衛法第66条の2）

常時使用される労働者であって、過去6月間に平均して1月当たり4回以上、深夜業（午後10時から午前5時までの間における業務をいう。）に従事した労働者は、自ら受けた一定の健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出できます。事業者は、従来からある労働安全衛生法上の健康診断と同様、その結果が有所見であった場合、医師からの意見聴取、適切な就業上の措置などの事後措置を講じなければなりません。なお、自発的健康診断の項目は、定期健康診断項目（安衛則第44条）と同一です。また、事業者に自発的健康診断の結果を提出することができるのは、当該健康診断を受けた日から3月以内です。

※熊本産業保健推進センターにおいて、「自発的健康診断受診支援助成金制度」の助成を行っております。詳細は、当センターまでお問い合わせ下さい。



II 特殊健康診断

1 じん肺健康診断（じん肺法第3条、第7～第9条の2）

じん肺法施行規則別表で定められた24の粉じん作業に従事または従事した労働者に対しては、就業時、定期、定期外、離職時に健康診断を行わなければなりません。

健 康 診 断 項 目

必ず実施すべき項目

- 1 粉じん作業歴調査
- 2 胸部エックス線検査（直接撮影による胸部全域）

一定の要件を満たすもの及び医師が必要であると認めたときに実施しなければならない項目

- 3 胸部臨床検査
- 4 肺機能検査
- 5 結核精密検査
- 6 結核以外の合併症の検査

肺がんに関する検査の対象者と時期について

- じん肺管理区分が管理2または管理3である労働者については、定期に行われるじん肺健康診断（1年以内ごとに1回、または3年以内ごとに1回実施）の際に、合併症の検査の一つとして「肺がんに関する検査」を行うことになります。
- 上記のうち、じん肺管理区分が管理2で現在非粉じん作業に常時従事している労働者については、定期のじん肺健康診断が3年以内ごとに1回であるので、そのじん肺健康診断が行われない年には、労働安全衛生法に基づく一般の定期健康診断（1年以内ごとに1回実施）の機会を捉え、定期外のじん肺健康診断として、「肺がんに関する検査」を行うことになります。なお、この場合には、じん肺法第12条に基づくじん肺管理区分の決定等の手続きをとる必要はありません。

肺がんに関する検査の内容について

- 「胸部らせんCT検査」と「喀痰細胞診」を行うことになります。
- 胸部らせんCT検査は、早期の肺がんを見つけることができ、早期に治療を治めることができます。また、これまでのCTに比べてエックス線の照射時間が短くてすみます。なお、受診者は、エックス線による健康影響などについて医師と十分に相談して検査を受けることが重要です。
- 喀痰細胞診は、痰の中にがん細胞などの異常な細胞がないかを調べる検査です。

離職者について

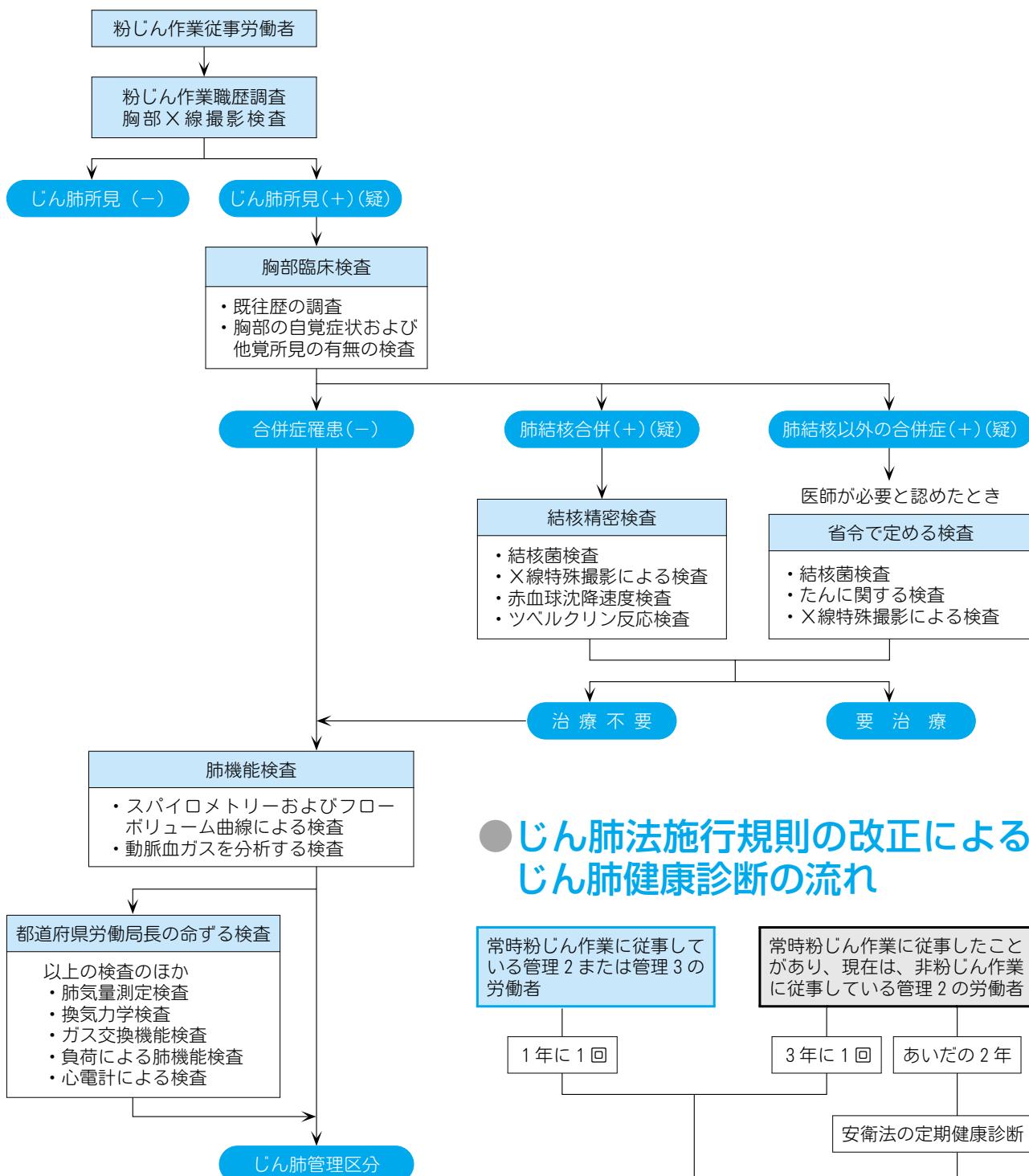
- じん肺管理区分が管理2または管理3の離職者は、都道府県労働局に健康管理手帳の交付申請を行い、健康管理手帳の交付を受けた場合には、都道府県労働局が指定する医療機関等で、肺がんに関する検査を国の費用負担で受けることができます。

なお、これら健康診断項目による「じん肺健康診断の流れ」は、7頁を、また、その詳細はじん肺審査ハンドブック（厚生労働省安全衛生部労働衛生課編中央労働災害防止協会発行）をご参照下さい。

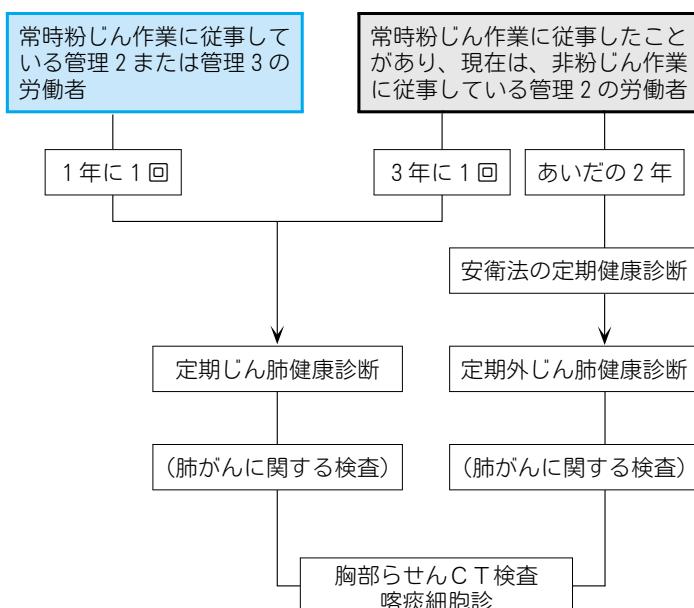
じん肺健康診断の種類とその対象者

種類	対象者	管理区分	適用の条件	健診の時期等
就業時 (じん肺法) (第7条)	新たに常時粉じん作業に従事する者		<p>「次に示す者は対象外」</p> <p>イ 以前に常時粉じん作業に従事すべき職業に従事したことがない者</p> <p>□ 1年以内のじん肺健診で所見なしまたは管理1の者</p> <p>ハ 1年以内にじん肺健診を受けて、管理2または管理3イの者</p> <p>ニ 6月以内のじん肺健診で管理3□の者</p>	就業の際
定期 (じん肺法) (第8条)	常時粉じん作業に従事する者	1		3年以内ごとに1回
		2 3		1年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事させたことがあり、現に非粉じん作業に常時従事する者	2		3年以内ごとに1回
		3		1年以内ごとに1回
定期外 (じん肺法) (第9条)	常時粉じん作業に従事し、労働安全衛生法にもとづく健康診断でじん肺有所見またはその疑いある者		管理1または管理区分未決定の者	遅滞なく
	合併症で1年を超えて療養のため休業していた者で、その後療養のため休業不要と診断された者			遅滞なく
離職時 (じん肺法) (第9条の2)	常時粉じん作業に従事し、1年以上継続勤務した者の中で離職をする際にじん肺健康診断を行うよう求めた者	1	前回のじん肺健診からの経過期間が1年6月以上	
		2 3		
	常時粉じん作業に従事させたことがあり、現に非粉じん作業に従事しており、かつ1年以上継続勤務している者の中で離職の際にじん肺健康診断を行うよう求めた者	2 3	前回のじん肺健診からの経過期間が6月以上に適用	

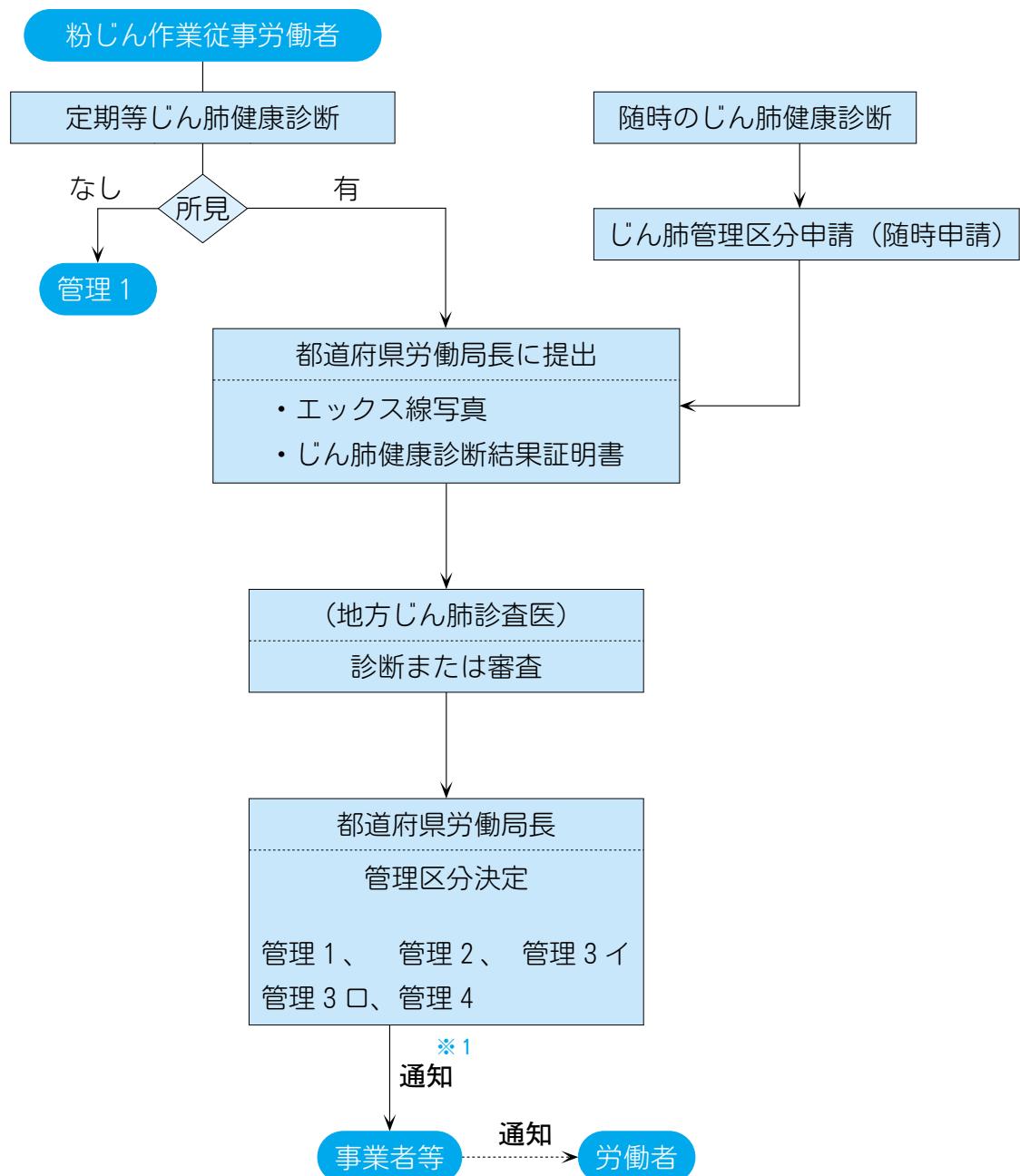
じん肺健康診断の流れ



じん肺法施行規則の改正による じん肺健康診断の流れ



●じん肺管理区分決定までの流れ

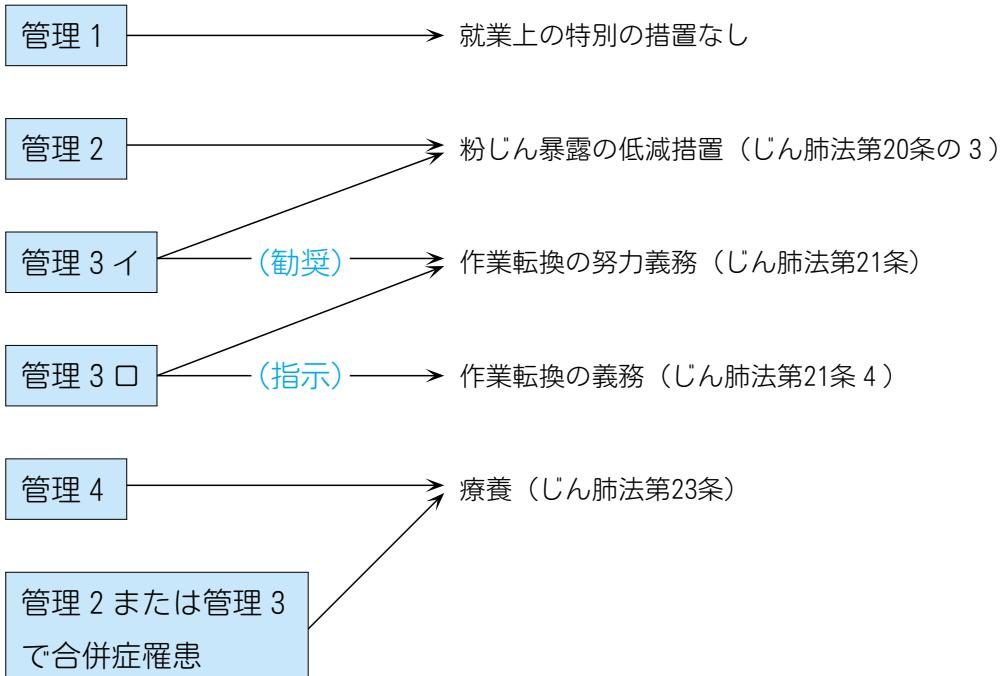


※1 管理区分の通知は、事業者からの提出の場合は事業者へ
随時申請の場合には随時申請者へ

●じん肺管理区分（じん肺法第4条）

管理区分	じん肺健康診断の結果	
管 理 1	じん肺の所見がないと認められるもの	
管 理 2	エックス線写真の像が第1型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの	
管理 3	イ	エックス線写真の像が第2型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
	ロ	エックス線写真の像が第3型または第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下の中に限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管 理 4	(1) エックス線写真の像が第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるものに限る。）と認められるもの (2) エックス線写真の像が第1型、第2型、第3型または第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下の中に限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの	

●じん肺管理区分に基づく就業上の措置



2 石綿健康診断（石綿障害予防規則第40条）

石綿を製造し、もしくは取り扱う業務等に常時従事する労働者、又は事業場の在籍労働者で、過去においてその事業場で石綿を製造し、または取り扱う業務に常時従事したことのある者に対しては、雇い入れの際、当該業務への配置換えの際及びその後の6ヶ月以内ごとに1回、定期に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

健 康 診 断 項 目

[一時健康診断]

- 1 業務の経歴の調査
- 2 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 3 せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 4 胸部のエックス線直接撮影による検査

[二次健康診断]（一時健康診断の結果、医師が必要と認めた場合）

- 1 作業条件の調査
- 2 胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

離職者に対する健康管理手帳制度について

次の離職者については、都道府県労働局に健康管理手帳の交付申請を行い、健康管理手帳の交付を受けた場合には、都道府県労働局が指定する医療機関で、健康診断を6ヶ月に1回、国の費用負担で受けることが出来ます。

- 1 健康診断の結果、両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
- 2 石綿等の製作作業、石綿等が使用されている保温材等の張付け、除去等の作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物等の解体等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。）に1年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにばく露した日から10年以上を経過していること。
- 3 石綿等を取り扱う作業（前号の作業を除く。）に10年以上従事した経験を有していること。

※ 対象となる離職者には、過去に石綿の取扱い業務を行っていたが、その後に転職又は退職し、現在は石綿業務から離れている者も含まれる。

3 有機溶剤健康診断（有機溶剤中毒予防規則第29条）

一定の有機溶剤業務に常時従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回定期に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

健 康 診 断 項 目

[必ず実施すべき項目]

- 有機則第29条 2項 一 業務の経歴の調査
二 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに※1自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査、別表の下欄に掲げる項目（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る。）についての既往の検査結果の調査並びに第四号、別表の下欄（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く。）及び第5項第二号から第五号までに掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査
三 有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
四 尿中の蛋白（たん）白の有無の検査（年2回の検査のうち1回については医師の診断で省略することができます。省略する際には、13頁の省略要件により判断することになります。）
- 同条3項 事業者は、前項に規定するもののほか、第一項の業務で別表の上欄に掲げる有機溶剤等に係るものに常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、別表の上欄に掲げる有機溶剤等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。
- 同条4項 前項の健康診断（定期のものに限る。）は、前回の健康診断において別表の下欄に掲げる項目（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る。）について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該項目を省略することができます。
- 同条5項 事業者は、第二項の労働者で医師が必要と認めるものについては、第二項及び第三項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。
- 一 作業条件の調査
 - 二 貧血検査
 - 三 肝機能検査
 - 四 腎（じん）機能検査（尿中の蛋白（たん）白の有無の検査を除く。）
 - 五 神経内科学的検査

※1 自覚症状又は他覚症状については、医師が次の項目のすべてをチェックしなければなりません。

- ①頭重 ②頭痛 ③めまい ④恶心 ⑤嘔吐 ⑥食欲不振 ⑦腹痛 ⑧体重減少
- ⑨心悸亢進 ⑩不眠 ⑪不安感 ⑫焦燥感 ⑬集中力の低下 ⑭振戦
- ⑮上気道若しくは眼の刺激症状 ⑯皮膚若しくは粘膜の異常 ⑰四肢末端部の疼痛
- ⑱知覚異常 ⑲握力減退 ⑳膝蓋腱・アキレス腱反射異常 ㉑視力低下 ㉒その他

別表

有機溶剤等		項目
(一)	一 エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ) 二 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート) 三 エチレングリコールモノノルマループチルエーテル (別名ブチルセロソルブ) 四 エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	血色素量及び赤血球数の検査
(二)	一 オルトージクロルベンゼン 二 クレゾール 三 クロルベンゼン 四 クロロホルム 五 四塩化炭素 六 一・四ジオキサン 七 一・ニージクロルエタン (別名二塩化工チレン) 八 一・ニージクロルエチレン (別名二塩化アセチレン) 九 一・一・ニ・ニーテトラクロルエタン (別名四塩化アセチレン)	血清グルタミックオキサロアセチックトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミックピルビックトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトータランスペチダーゼ(γ-GTP)の検査(以下「肝機能検査」という。)
(三)	一 キシレン	尿中のメチル馬尿酸の量の検査
(四)	一 N・N-ジメチルホルムアミド	一 肝機能検査 二 尿中のN-メチルホルムアミドの量の検査
(五)	一 スチレン	尿中のマンデル酸の量の検査
(六)	一 テトラクロルエチレン (別名パークロルエチレン) 二 トリクロルエチレン	一 肝機能検査 二 尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の検査
(七)	一 一・一・一・トリクロルエタン	尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の検査
(八)	一 トルエン	尿中の馬尿酸の量の検査
(九)	一 二硫化炭素	眼底検査
(十)	一 ノルマルヘキサン	尿中の二・五-ヘキサンジオンの量の検査

*上記指定の有機溶剤がその重量の5%を超えて含有されている物質を製造または取り扱う場合に検査が必要です。

4 鉛健康診断 (鉛中毒予防規則第53条)

一定の鉛業務に常時従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回（自然換気が不十分な場所におけるはんぱけの業務に従事する労働者に対しては1年以内ごとに1回）定期に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

健 康 診 断 項 目

[必ず実施すべき項目]

- 1 業務の経歴の調査
- 2
 - ・鉛による自覚症状及び他覚症状^{*1}の既往歴の調査
 - ・血液中の鉛の量及び尿中のデルタアミノレブリン酸の量についての既往の検査結果の調査
- 3 自覚症状又は他覚症状^{*1}の有無の検査（下欄①～⑩の症状）
- 4 血液中の鉛の量^{*2}の検査
- 5 尿中デルタアミノレブリン酸の量^{*2}の検査

[医師が必要であると認めたときに実施しなければならない項目]

- 6 作業条件の調査
- 7 貧血検査
- 8 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査
- 9 神経内科学的検査

*2

4、5の検査については、年2回の検査のうち1回については医師の判断で省略することができます。
省略する際には、13頁の省略要件により判断することになります。

*1 自覚症状又は他覚症状については、医師が次の項目のすべてをチェックしなければなりません。

- ①食欲不振、便秘、腹部不快感、腹部の疼痛等消化器症状
- ②四肢の伸筋麻痺または知覚異常等の末梢神経症状 ③関節痛 ④筋肉痛 ⑤蒼白
- ⑥易疲労感 ⑦倦怠感 ⑧睡眠障害 ⑨焦燥感 ⑩その他

《有機溶剤・鉛代謝物の検査等の省略要件》

次に示す条件をすべて満たす場合としますが、この判断は産業医等の医師が当該作業現場の実態を十分に把握して、総合的に行うべきものです。

なお、省略可能とされた労働者がその実施を希望する場合は、その理由等を聴取した上で判断することが大切です。

- (1) 前回の健康診断を起点とする連続過去3回の有機溶剤健康診断（鉛健康診断）において、異常と思われる所見が認められること。
- (2) 「尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査」（「血液中の鉛の量の検査」および「尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査」）については、前回の当該検査を起点とする連続過去3回の検査の結果、明らかな増加傾向や急激な増減がないと判断されること。
- (3) 今回の当該健康診断において、有機溶剤については11頁下欄の①～⑫、鉛については13頁下欄の①～⑩の自覚症状または他覚症状のすべてについて、その有無を検査し、その結果、異常と思われる所見がないこと。
- (4) 作業環境の状態及び作業の状態等が従前と変化がなく、かつ、その管理が適切に行われていると判断されていること。

5 電離放射線健康診断 (電離放射線障害防止規則第56条)

放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対して、雇入れの際または当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

健 康 診 断 項 目

- 1 放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。
 - 一 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項）の調査及びその評価
 - 二 白血球数及び白血球百分率の検査
 - 三 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
 - 四 白内障に関する眼の検査
 - 五 皮膚の検査
- 2 前項の健康診断のうち、雇入れ又は当該業務に配置替えの際に行わなければならぬものについては、使用する線源の種類等に応じて同項第四号に掲げる項目を省略することができる。
- 3 第一項の健康診断のうち、定期に行わなければならないものについては、医師が必要でないと認めるときは、同項第二号から第五号までに掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。
- 4 第一項の規定にかかわらず、同項の健康診断（定期に行わなければならないものに限る。以下この項において同じ。）を行おうとする日の属する年の前年一年間に受けた実効線量が五ミリシーベルトを超えず、かつ、当該健康診断を行おうとする日の属する一年間に受ける実効線量が五ミリシーベルトを超えるおそれのない者に対する当該健康診断については、同項第二号から第五号までに掲げる項目は、医師が必要と認めないとには、行うことを要しない。
- 5 事業者は、第一項の健康診断の際に、当該労働者が前回の健康診断後に受けた線量（これを計算によっても算出することができない場合には、これを推定するために必要な資料（その資料がない場合には、当該放射線を受けた状況を知るために必要な資料））を医師に示さなければならない。

「被ばく歴の有無の調査及びその評価」の調査・評価項目及び健康診断の項目の省略等の可否について (13.6.22基発568)

第1 改正電離則第56条第1項第1号に規定する被ばく歴の有無の調査及びその評価に係る調査・評価項目について

1 「その他放射線による被ばくに関する事項」について

改正電離則第56条第1項第1号に規定する被ばく歴の有無の調査において事業者が被ばく歴を有する者について調査及びその評価を行わなければならない項目については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項とされたが、そのうち「その他放射線による被ばくに関する事項」は、次の事項とすること。

- (1) 前回の健康診断までに受けた累積の実効線量
- (2) 前回の健康診断から今回の健康診断までに受けた実効線量並びに眼及び皮膚の等価線量

2 必要に応じ調査を実施し、その評価を行うことが適当である事項について

改正電離則第56条第1項第1号の評価に当たっては、同号において調査しなければならないとされている事項に加え、必要に応じ、次の事項について調査を実施し、当該調査結果を踏まえ評価を行うことが適当であること。

- (1) 雇入れ時又は放射線業務に配置替えの際の健康診断
 - ア 放射線業務以外の有害業務歴（業務内容、時期及び期間）
 - イ 喫煙習慣の有無及び1日の本数
 - ウ 既往歴の有無
 - エ 現在治療中の病気及び服用している薬の有無及びその内容
 - オ アレルギー等の有無及びその内容
- (2) 定期の健康診断
 - ア 事業者より聴取すべき事項
 - (ア) 健康診断を受ける労働者が作業を行っている作業場所の線量当量率
 - (イ) 放射線測定器の装着状況（不均等被ばくの有無及びそれに対する対応状況）
 - イ 労働者より聴取すべき事項
 - (ア) 放射線業務における電離放射線の種類
 - (イ) 保護具の種類及び着用状況
 - (ウ) 放射線業務以外の有害業務歴（業務内容、時期及び期間。ただし(1)アから変更がない場合は除く。）
 - (エ) 喫煙の習慣の有無及び1日の本数
 - (オ) 既往歴の有無
 - (カ) 現在治療中の病気及び服用している薬の有無及びその内容
 - (キ) 前回の健康診断後に発症したアレルギー等の有無及びその内容

第2 改正電離則第56条第2項から第4項までに規定する健康診断の項目の省略等の可否について

1 改正電離則第56条第2項に規定する健康診断の項目の省略について

次の(1)から(6)に示す業務については、第56条第2項の規定により健康診断の項目を省略することは適当でないこと。

- (1) 原子炉（臨界実験装置を含む。）施設における原子炉の運転及び原子炉周辺設備の保守点検の業務（中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。）
- (2) 次のような加速器を取り扱う業務（中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。）
- ア 最大出力が 6 MeVを超える直線加速器
- イ サイクロトロン、シンクロトロン及びシンクロサイクロトロン
- ウ 陽子線、重陽子線その他の重荷電粒子線を発生させる加速器
- エ その他中性子線が発生するおそれのある加速器
- (3) 中性子線を発生させる次の放射性物質を取り扱う業務（中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。）
- ア ^{252}Cf
- イ $^{226}\text{Ra}-\text{Be}$ 及び $^{241}\text{Am}-\text{Be}$
- (4) 核燃料物質（U、Pu及びTh）を取り扱う業務（核分裂を伴うおそれがないことが明らかな業務及び中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。）
- (5) 核融合実験装置を取り扱う業務（核融合を伴うおそれがないことが明らかな業務及び中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。）
- (6) エックス線装置又はガンマ線照射装置を使用する業務であって、露出した利用線錐に近づかざるを得ないような場合、長時間の透視又は撮影の作業を行う場合において照射中に受像器の後ろに待避せざるを得ない場合等、装置の仕様又は作業方法からみて当該業務に従事する労働者が眼に大量のエックス線又はガンマ線を受けるおそれのある業務
- 2 改正電離則第56条第3項に規定する健康診断の項目の省略について
次の各検査項目ごとに掲げる者については、第56条第3項の規定により、当該検査項目を省略することは適当でないこと。
- (1) 白血球百分率
- ア 白血球百分率が生理的範囲外である者
- イ 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者
- ウ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
- エ 自他覚症状から白血球百分率に何らかの所見が認められることが疑われる者
- オ 前回の健康診断において、白血球百分率に異常所見が認められた者
- カ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けていることが疑われる者

(2) 白血球数

ア 白血球数が生理的範囲外である者

イ 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者

ウ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者

エ 自他覚症状から白血球数に何らかの所見が認められることが疑われる者

オ 前回の健康診断において、白血球数に異常所見が認められた者

カ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けていることが疑われる者

(3) 赤血球数

ア 赤血球数が生理的範囲外である者

イ 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者

ウ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者

エ 自他覚症状から赤血球数に何らかの所見が認められることが疑われる者

オ 前回の健康診断において、赤血球数に異常所見が認められた者

カ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けていることが疑われる者

(4) 血色素量又はヘマトクリット値

ア 血色素量又はヘマトクリット値が生理的範囲外である者

イ 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者

ウ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者

エ 自他覚症状から血色素量又はヘマトクリット値に何らかの所見が認められることが疑われる者

オ 前回の健康診断において、血色素量又はヘマトクリット値に異常所見が認められた者

カ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けていることが疑われる者

(5) 眼

ア 業務上、眼に大量の放射線を受けたことがある者

イ 白内障を疑わせる自他覚症状のある者

ウ 前回の健康診断において異常所見が認められた者

エ 業務内容からみて、眼に大量の放射線を受けていることが疑われる者

(6) 皮膚

ア 業務上、皮膚に大量の放射線を受けたことがある者

イ 皮膚疾患を疑わせる自他覚症状のある者

ウ 前回の健康診断において異常所見が認められた者

エ 業務内容からみて、皮膚に大量の放射線を受けていることが疑われる者

オ 前回の健康診断において、皮膚に外傷、熱傷、潰瘍等、放射性物質が体内に浸透しやすく、又は放射性物質により汚染されやすい疾患があると認められた者（非密封の放射性物質を取り扱う業務に従事する者に限る。）

(7) 各検査項目について、特に実施を希望する者

3 改正電離則第56条第4項に規定する健康診断の項目の省略等について
次の各検査項目ごとに掲げる者については、第56条第4項の規定にかかわらず当該検査項目を実施することが望ましいこと。

(1) 白血球百分率

- ア 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者
- イ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
- ウ 自他覚症状から白血球百分率に何らかの所見が認められることが疑われる者
- エ 前回の健康診断において、白血球百分率に異常所見が認められた者
- オ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けて、白血球百分率に異常所見が認められることが疑われる者

(2) 白血球数

- ア 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者
- イ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
- ウ 自他覚症状から白血球数に何らかの所見が認められることが疑われる者
- エ 前回の健康診断において、白血球数に異常所見が認められた者
- オ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けて、白血球数に異常所見が認められることが疑われる者

(3) 赤血球数

- ア 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者
- イ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
- ウ 自他覚症状から赤血球数に何らかの所見が認められることが疑われる者
- エ 前回の健康診断において、赤血球数に異常所見が認められた者
- オ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けて、赤血球数に異常所見が認められることが疑われる者

(4) 血色素量又はヘマトクリット値

- ア 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者
- イ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
- ウ 自他覚症状から血色素量又はヘマトクリット値に何らかの所見が認められることが疑われる者
- エ 前回の健康診断において、血色素量又はヘマトクリット値に異常所見が認められた者
- オ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けて、血色素量又はヘマトクリット値に異常所見が認められることが疑われる者



(5) 眼

- ア 業務上、眼に大量の放射線を受けたことがある者
- イ 白内障を疑わせる自他覚症状が前回の健康診断後初めて発生した者
- ウ 業務内容からみて、眼に大量の放射線を受けて、白内障が認められることが疑われる者

(6) 皮膚

- ア 業務上、皮膚に大量の放射線を受けたことがある者
- イ 皮膚疾患を疑わせる自他覚症状のある者
- ウ 前回の健康診断において異常所見が認められた者
- エ 業務内容からみて、皮膚に大量の放射線を受け、皮膚疾患が認められることが疑われる者
- オ 前回の健康診断において、皮膚に外傷、熱傷、潰瘍等の疾患が認められ、かつ、業務内容から見て、放射性物質が体内に浸透し、又は放射性物質により汚染されたことが疑われる者（非密封の放射性物質を取り扱う業務に従事する者に限る。）

(7) 各検査項目について、特に実施を希望する者

6 特定化学物質健康診断 (特定化学物質等障害予防規則第39条)

特定化学物質を製造もしくは取り扱う業務に常時従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内（胸部エックス線直接撮影による検査は1年以内）ごとに1回定期に実施しなければなりません。また在職労働者で、過去に特定化学物質を製造もしくは取り扱う業務に常時従事させたことのある者に対しても同様の健康診断を実施しなければなりません。

次頁の物質の健康診断項目は、グループ名ごとに下の表のとおりです。

なお、この健康診断で異常が認められ、医師が必要であると認めたときには更に精密な健康診断を行わなければなりません。

これらの健康診断項目の詳細は、最寄りの労働基準監督署にご照会下さい。

特定化学物質健康診断の項目

健康診断項目	A	B	B'	C	D	E	F	F'	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	
業務の経歴の調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
作業条件の調査								○											○○								
既往歴の有無の調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
自覚・他覚症状の有無の調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
皮膚所見の有無の検査				○	○	○	○	○			○		○							○	○	○	○				
鼻腔の所見の有無の検査												○		○													
カドミウム黄色環の有無の検査													○														
肝又は脾の腫大の有無の検査											○																
握力の測定																								○			
血圧の測定																○				○		○	○				
肺活量の測定						○										○											
胸部エックス線直接撮影	△	○		○	△			△		△		△						○				○					
尿中の蛋白の有無の検査													○				○								○		
尿中の糖の有無の検査																								○			
尿中ウロビリノーゲンの検査				○						○○							○					○	○	○			
尿中の潜血の検査																				○							
尿沈渣検鏡の検査	○								○																		
赤血球数の検査																				○	○						
白血球数の検査																							○				
GOT, GPT, ALP等肝機能検査										○								○									

* グループ名は、特化別表第3に掲げる業務順に、健診項目が同一である物質を1グループとしてアルファベット順に付したもの。

* ○印 該当するもの。△印は一定条件のもとに該当するものです。

物質別グループ名一覧

製造禁止物質

物 質 名	グル ープ	特化則 別表3
ベンジシン(塩)	A	1
4-アミノジフェニル(塩)	A	36
4-ニトロジフェニル(塩)	A	36
ビス(クロロメチル)エーテル	B	2
ベータ-ナフチルアミン(塩)	A	1
ベンゼン	T	30

※(塩)は、およびその塩の意味。

第1類 物質

物 質 名	グル ープ	特化則 別表3
ジクロルベンジシン(塩)	A	1
アルファ-ナフチルアミン(塩)	A	1
塩素化ビフェニル	C	3
オルト-トリジン(塩)	A	1
ジアニシシン(塩)	A	1
ベリリウム	D	4
ベンゾトリクロリド	E	4-2

※(塩)は、およびその塩の意味。

第2類 物質

物 質 名	グル ープ	特化則 別表3
アクリルアミド	F	5
アクリロニトリル	G	6
アルキル水銀化合物	F	7
石綿	B'	8
エチレンイミン	F	9
エチレンオキシド	X	9-2
塩化ビニル	H	10
塩素	G	11
オーラミン	I	12
オルト-フタロジニトリル	J	13
カドミウム(化合物)	L	14
クロム酸(塩)、重クロム酸(塩)	K	15
クロロメチルメチルエーテル	B'	16
五酸化バナジウム	M	17
コールタール	E	18
シアノ化カリウム、シアノ化水素、シアノ化ナトリウム	O	19

※(塩)は、およびその塩の意味。

物 質 名	グル ープ	特化則 別表3
3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン	P	20
臭化メチル	F	21
水銀(無機化合物)	Q	22
トリレンジイソシアネート	F	23
ニッケル化合物	F'	24
ニッケルカルボニル	B'	25
ニトログリコール	R	26
パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	A	1
パラ-ニトロクロルベンゼン	J	27
砒素(化合物)	N	28
弗化水素	C	29
ベータ-プロピオラクトン	S	30
ベンゼン	T	31
ペンタクロルフェノール	U	32
マゼンタ	A	1
マンガン(化合物)	V	33
沃化メチル	F	34
硫化水素	G	35
硫酸ジメチル	W	36
ホルムアルデヒド	X	

7 高気圧健康診断 (高気圧作業安全衛生規則第38条)

高圧室内業務または潜水業務に常時従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

健 康 診 断 項 目

必ず実施すべき項目

- 1 既往歴及び高気圧業務歴の調査
- 2 関節、腰もしくは下肢の痛み、耳鳴り等の自覚症状または他覚症状の有無の検査
- 3 四肢の運動機能の検査
- 4 鼓膜及び聴力の検査
- 5 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査
- 6 肺活量の測定

医師が必要であると認めたときに実施しなければならない項目

- 1 作業条件調査
- 2 肺換気機能検査
- 3 心電図検査
- 4 関節部のエックス線直接撮影による検査

8 四アルキル鉛健康診断 (四アルキル鉛中毒予防規則第22条)

四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後3月以内ごとに1回定期に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

健 康 診 断 項 目

- 1 いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盜汗、頭痛、振顫、四肢の腱反射亢進、恶心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状または精神症状の有無の検査
- 2 血圧の測定
- 3 血色素量または全血比重の検査
- 4 好塩基点赤血球数または尿中のコプロポルフィリンの検査

9 歯科健康診断 (労働安全衛生規則第48条)

次の物質のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務に従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に、歯科医師による健康診断を実施しなければなりません。

- 塩酸
- 硝酸
- 硫酸
- 亜硫酸
- 弗化水素
- 黄りん
- その他歯またはその支持組織に有害な物

III 行政指導による 主な健康診断

通達で健康診断を実施するよう示されている業務等は次のとおりです。

- 1 紫外線、赤外線にさらされる業務
- 2 マンガン化合物（塩基性酸化マンガンに限る。）を取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 3 黄りんを取り扱う業務、又はりんの化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 4 有機りん剤を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 5 亜硫酸ガスを発散する場所における業務
- 6 二硫化炭素を取り扱う業務又はそのガスを発散する場所における業務（有機溶剤業務に係るもの除く。）
- 7 ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 8 脂肪族の塩化又は臭化炭化水素（有機溶剤として法規に規定されているものを除く。）を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 9 硝素又はその化合物（三酸化硝素を除く。）を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 10 フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 11 アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く。）を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 12 クロルナフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 13 沢素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 14 米杉、ネズコ、リョウウブ又はラワンの粉じん等を発散する場所における業務
- 15 超音波溶着機を取り扱う業務
- 16 メチレンジフェニルイソシアネート〈M.D.I.〉を取り扱う業務又はこのガス若しくは蒸気を発散する場所における業務
- 17 フェザーミル等飼肥料製造工程における業務
- 18 クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務
- 19 キーパンチ作業
- 20 都市ガス配管工事業務（一酸化炭素）
- 21 地下駐車場における業務（排気ガス）
- ※22 チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務
- ※23 チェーンソー以外の振動工具（さく岩機、チッピングハンマー、スインググラインダー等）の取扱いの業務
- ※24 重量物取扱い作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業
- 25 金銭登録の業務
- 26 引金付工具を取り扱う作業
- ※27 VDT作業（VDT作業常時従事者）
- 28 レーザー機器を取り扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務
- 29 半導体製造工程従事労働者
- ※30 騒音作業

（注）※印業務に係る事後措置等については、次の指針等を参照して下さい。

- 22は「チェーンソー取り扱い業務における振動障害の予防」
- 23は「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務における振動障害の予防」
- 24は「職場における腰痛予防対策指針」
- 27は「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」
- 30は「騒音障害防止のためのガイドライン」

1 VDT作業健康診断 (平成14年4月5日 基発第0405001号) (VDT作業ガイドラインのポイント)

対象となる作業

VDT作業ガイドラインは、事務所において行われるVDT作業の労働衛生管理についての基準を示したものであります。

事業者は、このVDT作業ガイドラインによりVDT作業を行う労働者の労働衛生管理を行ってください。

また、事務所以外の場所で行われるVDT作業についても、VDT作業ガイドラインに準じた管理を行ってください。

VDT作業の種類

VDT作業ガイドラインではVDT作業を次の6種類に分類しています。

この作業分類とVDT作業時間に応じて、管理を行ってください。

単純入力型	データ、文書等の入力業務
拘束型	受注、予約、照会等の業務
監視型	交通等の監視の業務
対話型	文章、表等の作成、編集、修正等の業務・データの検索、照合、追加、修正等の業務・電子メールの送受信の業務、金銭出納等の業務
技術型	プログラミング等の業務・設計、製図等の業務
その他の型	携帯情報端末等の操作、画像診断検査等の業務

作業時間別の管理

1日の作業時間2時間以上の単純入力型・拘束型の作業者、1日の作業時間4時間以上の監視型・対話型・技術型・その他の作業者については、管理の全項目を行います。

それ以外の者についても、これに準じて管理を行ってください。

多様化するVDT機器等に対応した適切な機器等の選定

それぞれの作業に最も適したVDT機器を選択して使用するとともに、作業負担を軽減するよう機器の調整を行ってください。

ノート型機器等については、マウスやテンキーなどを利用できるようにしてください。

作業の種類と作業時間に応じた健康診断の実施

VDT作業に常時従事する労働者に対しては、作業の区分に応じて配置前及び定期にVDT作業健康診断を実施してください。

区分	作業の種類	1日の作業時間
A	単純入力型・拘束型	4時間以上
B	単純入力型・拘束型	2時間以上 4時間未満
	監視型・対話型・技術型・その他の型	4時間以上
C	単純入力型・拘束型	2時間未満
	監視型・対話型・技術型・その他の型	4時間未満

～作業区分Aの場合の健康診断～

【配置前VDT健康診断】

- 業務歴の調査
- 既往歴の調査
- 自覚症状の有無の調査（問診）
- 眼科学的検査
 - ・ 5m視力検査（矯正視力のみで可）
 - ・ 近見視力の検査
(50cm視力又は30cm視力)
 - ・ 屈折検査
(5m視力検査及び近見視力に異常がない場合は、省略可)
 - ・ 眼位検査
 - ・ 調節機能検査
(5m視力検査及び近見視力に異常がない場合は、省略可)
- 筋骨格系に関する検査
 - ・ 上肢の運動機能、圧痛点等の検査
(問診で異常がない場合は、省略可)
- その他医師が必要と認める検査

【定期のVDT健康診断】

（1年以内ごとに1回）

- 業務歴の調査
- 既往歴の調査
- 自覚症状の有無の調査（問診）
- 眼科学的検査
 - ・ 5m視力検査（矯正視力のみで可）
 - ・ 近見視力の検査
(50cm視力又は30cm視力)
 - ・ その他医師が必要と認める検査
- 筋骨格系に関する検査
 - ・ 上肢の運動機能、圧痛点等の検査
(問診で異常がない場合は、省略可)
- その他医師が必要と認める検査

～作業区分Bの場合の健康診断～

【配置前VDT健康診断】

- 業務歴の調査
- 既往歴の調査
- 自覚症状の有無の調査（問診）
- 眼科学的検査
 - ・5m視力検査（矯正視力のみで可）
 - ・近見視力の検査
(50cm視力又は30cm視力)
 - ・屈折検査
(5m視力検査及び近見視力に異常がない場合は、省略可)
 - ・眼位検査
 - ・調節機能検査
(5m視力検査及び近見視力に異常がない場合は、省略可)

【定期のVDT健康診断】

- 業務歴の調査
- 既往歴の調査
- 自覚症状の有無の調査（問診）

医師が必要と認めた場合

○眼科学的検査

- ・5m視力検査（矯正視力のみで可）
 - ・近見視力の検査
(50cm視力又は30cm視力)
 - ・その他医師が必要と認める検査
- 筋骨格系に関する検査
- ・上肢の運動機能、圧痛点等の検査
- その他医師が必要と認める検査

医師が必要と認めた場合

○筋骨格系に関する検査

- ・上肢の運動機能、圧痛点等の検査
- その他医師が必要と認める検査

～作業区分Cの場合の健康診断～

自覚症状を訴える者に対して、作業区分Aと同様の健康診断を行う

配慮事項

高齢者、障害等を有する作業等、在宅ワーカー等がVDT作業を行う際には、作業に支障のないよう、必要な配慮を行ってください。

VDT作業の区分に応じた労働衛生管理の対象項目見表

◎は事業者等が講ずべき項目を示す。
＊は医師が必要と認めた者に対して行うべき健康診断項目を示す。

○は必要に応じ、事業者等が講すべき項目を示す。
△は自覚症状を訴える者に対して、必要に応じうべき健康診断項目を示す。

2 振動健康診断

チェーンソー及びチェーンソー以外の振動工具を使用する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に、次の項目の健康診断を実施する必要があります。

1次健康診断の結果、振動によると思われる症状が認められ、かつ、医師が必要と認める者については、第2次健康診断を実施しなければなりません。

なお、チェーンソー以外の振動工具取扱い業務健康診断については、対象の振動工具の種類によっては、1年に1回（冬期）の健康診断でよい場合があります。

チェーンソー取扱い業務（改正 昭和48.10.18. 基発第597号）

第1次健康診断	第2次健康診断
<p>1 職歴調査</p> <p>2 自覚症状調査</p> <p>3 視診、触診 爪の変化、指の変形、皮膚の異常、骨・関節の変形・異常、上肢の運動機能の異常および運動痛、筋萎縮、筋・神経その圧迫等、触覚の異常、腱反射の異常など</p> <p>4 筋力、筋運動検査 瞬発握力および5回法による維持握力</p> <p>5 血圧検査</p> <p>6 末梢循環機能検査 常温における手指の爪圧迫テストおよび皮膚温</p> <p>7 末梢神経機能検査 常温における手指等の痛覚および振動覚</p>	<p>1 末梢循環機能検査 常温および冷却負荷における手指の爪圧迫テストおよび皮膚温</p> <p>2 末梢神経機能検査 常温および冷却負荷における手指の痛覚および振動覚</p> <p>3 筋力、筋運動検査 a 60%法による維持握力 b つまみ力 c タッピング 以上の結果、医師が特に必要と認めた者については、次の項目のうち医師が必要と認める事項を行うこと</p> <p>4 末梢循環機能検査 常温または冷却負荷における指尖容積脈波</p> <p>5 末梢神経機能検査 常温または冷却負荷における手背等の温痛覚および冷痛覚</p> <p>6 心電図または負荷心電図検査</p> <p>7 エックス線検査</p> <p>8 オージオメーターによる聴力検査</p>

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

チェーンソー以外の振動工具取扱い業務 (改正昭和50.10.20. 基発第609号)

第1次健康診断	第2次健康診断
<p>1 職歴等の調査</p> <p>a 使用工具の種類等 工具の種類、型式および振動に関する仕様（毎分ストローク数、ピストンのストローク、研削といしの直径、毎分回転数、出力、重量、防振装置の有無等）</p> <p>b 作業の状況</p> <p>イ 作業方法の具体的内容 <input type="checkbox"/> 経験年数および取扱い時間（1連続取扱い時間、最近1月間における1日の最長取扱い時間および平均取扱い時間並びに1月の取扱い日数等）</p> <p>ハ その他 保護具の使用状況、職場の温熱環境等</p> <p>2 問診</p> <p>a 手指のレイノー現象、手指のこわばり・しびれ・いたみ等の異常、上肢のいたみ・しびれ等の異常、手指、上肢の触覚・温冷覚・痛覚等の感覚の異常、手指、上肢等の筋力および運動機能の異常、その他の症状の有無・程度・範囲等</p> <p>b 不眠・めまい・頭痛等の症状の有無</p> <p>c 既往症の有無</p> <p>3 視診、触診 爪の異常、指および手の皮膚・骨または関節の異常、上肢の運動機能の異常および骨または関節の異常ならびに運動痛、筋萎縮、筋・神経その圧痛等ならびに触覚、腱反射の異常等</p> <p>4 握力検査</p> <p>5 血圧検査</p> <p>6 末梢循環機能検査</p> <p>7 末梢神経機能検査 常温における手指等の痛覚及び振動覚</p> <p>8 手関節及び肘関節のエックス線検査 (雇入れの際又は当該業務への配置替えの際に限る)</p>	<p>1 末梢循環機能検査 常温および冷却負荷における手指の爪圧迫テストおよび皮膚温</p> <p>2 末梢神経機能検査 常温および冷却負荷における手指等の痛覚および振動覚</p> <p>3 筋力検査</p> <p>a 5回法または60%法による維持握力</p> <p>b つまみ力</p> <p>以上の結果、医師が特に必要と認めた者については、次の項目のうち医師が必要と認める事項を行う。</p> <p>4 末梢循環機能検査 常温または冷却負荷における指尖容積脈波</p> <p>5 末梢神経機能検査 常温または冷却負荷における手指の温痛覚および冷痛覚</p> <p>6 筋運動検査 タッピング</p> <p>7 心電図または負荷心電図</p> <p>8 手関節または肘関節のエックス線検査（各種症状の状況、前回の健康診断の所見等よりみて、特にこの検査が必要とされる場合に限る。）</p>



3 腰痛健康診断

重量物取扱い作業、介護作業など腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者に対しては、配置する際及びその後6月以内ごとに1回、定期に健康診断を行いましょう。

腰痛の健康診断の結果、労働者の健康を保持するために必要と認めるときは、作業方法などの改善、作業時間の短縮など必要な措置を行って下さい。

配置前健康診断

- 1 既往歴（腰痛に関する病歴及びその経過）及び業務歴の調査
- 2 自覚症状（腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害等）の有無の検査
- 3 脊柱の検査
- 4 神経学的検査
- 5 脊椎機能検査
- 6 腰椎のX線検査

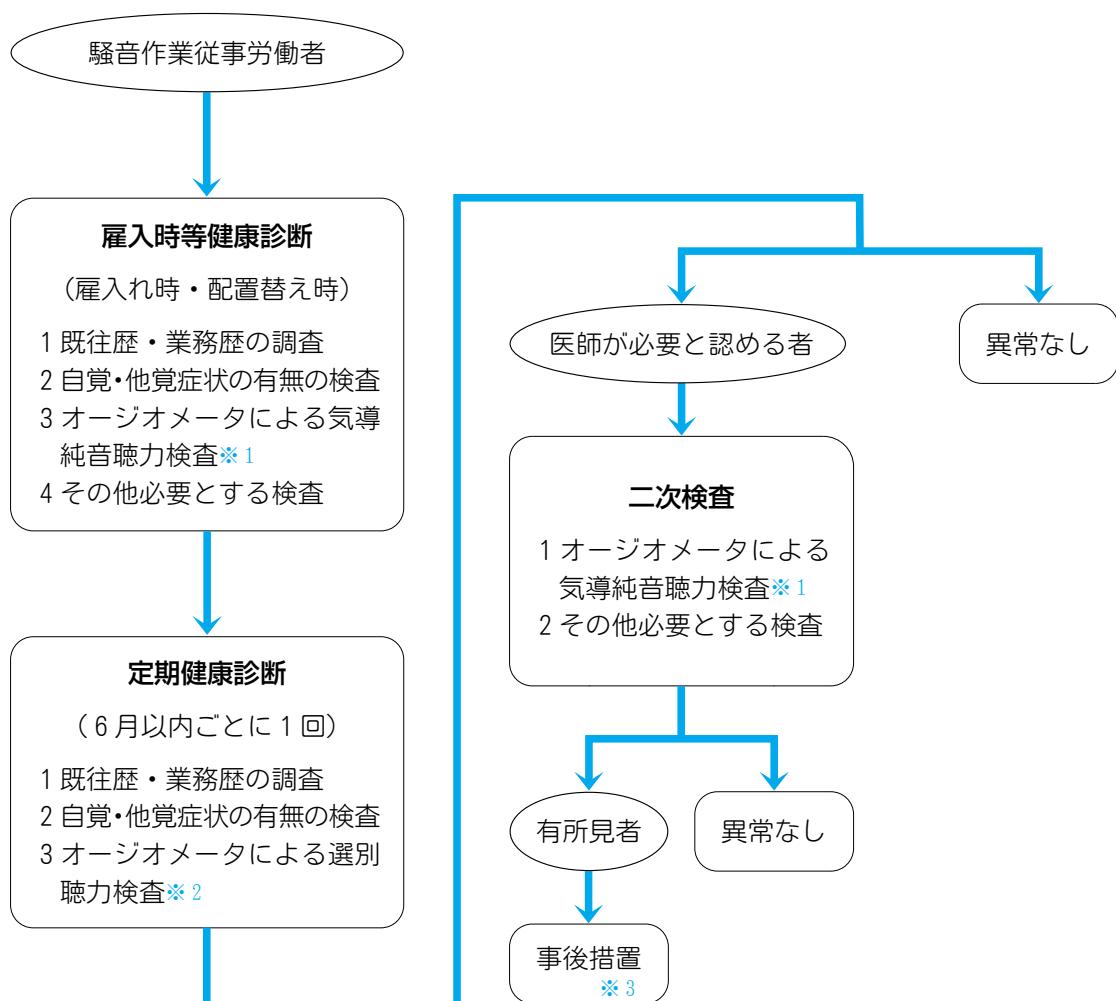
定期健康診断

- 1 既往歴（腰痛に関する病歴及びその経過）及び業務歴の調査
- 2 自覚症状（腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害等）の有無の検査
- 3 脊柱の検査
- 4 神経学的検査
- 5 腰椎のX線検査
- 6 運動機能テスト

○必ず行う項目

- 医師が必要であると認める者に対して行う項目

4 騒音健康診断



※1 250、500、1000、2000、4000、8000Hzにおける聴力検査

※2 1000、4000Hzにおける聴力検査

※3 健康診断結果に基づく事後措置として防音保護具使用の励行や騒音作業に従事する時間の短縮などを行ってください。

IV 健康診断結果報告 の要否一覧

		事業所規模	提出期限
		規模を問わず	
一般 健 診	雇入時の健康診断		
	定期健康診断	★	遅滞なく
	特定業務従事者の健康診断	★	〃
	海外派遣労働者の健康診断		
	結核健康診断		
	給食従業員の検便		
特殊 健 診	じん肺健康診断	★	※1
	石綿健康診断	★	遅滞なく
	有機溶剤健康診断	★	遅滞なく
	鉛健康診断	★	〃
	電離放射線健康診断	★	〃
	特定化学物質健康診断	★	〃
	高気圧業務健康診断	★	〃
	四アルキル鉛健康診断	★	〃
	歯科健康診断	★	〃
行政 指 導 に よ る 健 診	VDT作業健康診断	★	遅滞なく
	振動健康診断	★	〃
	腰痛健康診断	★	〃
	騒音健康診断	★	〃
	その他行政指導による健康診断	★	〃

表中★印は報告が必要です。

提出先：所轄の労働基準監督署

- ※1 毎年、12月31日現在における状況を翌年2月末日までに「じん肺健康管理状況報告書（様式8号）」として、提出しなければなりません。
- 2 その他については、結果報告書を提出しなければなりません。
- 3 結果報告書用紙は最寄りの労働基準監督署で配付します。

V 事後措置

1 事業者の責務

次の3点があります。

(1) 健康診断の結果について医師からの意見聴取（第66条の4）

一般健康診断・特殊健康診断の結果、所見があると診断された労働者に関して、その労働者の健康を保持するために必要な措置について、3ヶ月以内に医師又は歯科医師の意見を聴かなければならないこととなっています。

産業医の選任義務のある事業場においては、産業医の意見を聞くことが適当です。

(2) 健康診断実施後の措置（第66条の5 第1項）

医師の意見を勘案して必要があると認めたときは、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置・整備等適切な事後措置を講じなければならないこととなっています。

(3) 一般健康診断結果の通知（第66条の6）

一般健康診断を実施したときは、遅滞なく、労働者に結果を通知しなければならないこととなっています。

資料1

健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針

(平成8年10月1日 公示)

(改正 平成12年3月31日 公示)

(改正 平成13年3月30日 公示)

(改正 平成14年2月25日 公示)

(改正 平成17年3月31日 公示)

(改正 平成18年3月31日 公示)

(改正 平成20年1月31日 公示)

イ 趣 旨

産業構造の変化、働き方の多様化を背景とした労働時間分布の長短二極化、高齢化の進展等労働を取り巻く環境は大きく変化してきている。その中で、脳・心臓疾患につながる所見を始めとして何らかの異常の所見があると認められる労働者が5割近くに及ぶ状況にあり、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合も年々増加している。さらに、労働者が業務上の事由によって脳・心臓疾患を発症し突然死等の重大な事態に至る「過労死」等の事案が増加する傾向にあり、社会的にも大きな問題となっていることから、平成19年の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）改正において、脳・心臓疾患のリスクをより適切に評価する健康診断項目を追加するなどの措置を講じたところである。

このような状況の中で、労働者が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が労働者の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、労働者の健康管理を適切に講ずることが不可欠である。そのためには、事業者は、健康診断（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の2の規定に基づく深夜業に従事する労働者が自ら受けた健康診断（以下「自発的健診」という。）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第26条第2項第1号の規定に基づく二次健康診断（以下「二次健康診断」という。）を含む。）の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について聴取した医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の意見を十分勘案し、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師等の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会（以下「衛生委員会等」という。）又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）第7条第1項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。）への報告その他の適切な措置を講ずる必要がある（以下、事業者が講ずる必要があるこれらの措置を「就業上の措置」という。）。

また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨を踏まえ、健康診断の結果等の個々の労働者の健康に関する個人情報（以下「健康情報」という。）については、特にその適正な取扱いの確保を図る必要がある。

この指針は、健康診断の結果に基づく就業上の措置が、適かつ有効に実施されるため、就業上の措置の決定・実施の手順に従って、健康診断の実施、健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取、就業上の措置の決定、健康情報の適正な取扱い等についての留意事項を定めたものである。

□ 就業上の措置の決定・実施の手順と留意事項

(1) 健康診断の実施

事業者は、労働安全衛生法第66条第1項から第4項までの規定に定めるところにより、労働者に対し医師等による健康診断を実施し、当該労働者ごとに診断区分（異常なし、要観察、要医療等の区分をいう。以下同じ。）に関する医師等の判定を受けるものとする。

なお、健康診断の実施に当たっては、事業者は受診率が向上するよう労働者に対する周知及び指導に努める必要がある。

また、産業医の選任義務のある事業場においては、事業者は、当該事業場の労働者の健康管理を担当する産業医に対して、健康診断の計画や実施上の注意等について助言を求めることが必要である。

(2) 二次健康診断の受診勧奨等

事業者は、労働安全衛生法第66条第1項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第5項ただし書の規定による健康診断（以下「一次健康診断」という。）における医師の診断の結果に基づき、二次健康診断の対象となる労働者を把握し、当該労働者に対して、二次健康診断の受診を勧奨するとともに、診断区分に関する医師の判定を受けた当該二次健康診断の結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当である。

(3) 健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取

事業者は、労働安全衛生法第66条の4の規定に基づき、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）について、医師等の意見を聴かなければならない。

イ 意見を聞く医師等

事業者は、産業医の選任義務のある事業場においては、産業医が労働者個人ごとの健康状態や作業内容、作業環境についてより詳細に把握しうる立場にあることから、産業医から意見を聞くことが適当である。

なお、産業医の選任義務のない事業場においては、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等から意見を聞くことが適当であり、こうした医師が労働者の健康管理等に関する相談等に応じる地域産業保健センター事業の活用を図ること等が適当である。

ロ 医師等に対する情報の提供

事業者は、適切に意見を聞くため、必要に応じ、意見を聞く医師等に対し、労働者に係る作業環境、労働時間、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業態様、作業負荷の状況、過去の健康診断の結果等に関する情報及び職場巡回の機会を提供し、また、健康診断の結果のみでは労働者の身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当である。また、過去に実施された労働安全衛生法第66条の8及び第66条の9の規定に基づく医師による面接指導等の結果に関する情報を提供することも考えられる。

また、二次健康診断の結果について医師等の意見を聴取するに当たっては、意見を聞く医師等に対し、当該二次健康診断の前提となった一次健康診断の結果に関する情報を提供することが適当である。

ハ 意見の内容

事業者は、就業上の措置に関し、その必要性の有無、講ずべき措置の内容等に係る意見を医師等から聞く必要がある。



(イ) 就業区分およびその内容についての意見

当該労働者に係る就業区分及びその内容に関する医師等の判断を下記の区分（例）によつて求めるものとする。

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

(ロ) 作業環境管理および作業管理についての意見

健康診断の結果、作業環境管理および作業管理を見直す必要がある場合には、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他の適切な措置の必要性について意見を求めるものとする。

二 意見の聴取の方法と時期

事業者は、医師等に対し、労働安全衛生規則等に基づく健康診断の個人票の様式中医師等の意見欄に、就業上の措置に関する意見を記入することとする。

なお、記載内容が不明確である場合等については、当該医師等に内容等の確認を求めておくことが適当である。

また、意見の聴取は、速やかに行うことが望ましく、特に自発的健診および二次健康診断に係る意見の聴取はできる限り迅速に行うことが適当である。

(4) 就業上の措置の決定等

イ 労働者からの意見の聴取等

事業者は、(3)の医師等の意見に基づいて、就業区分に応じた就業上の措置を決定する場合には、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じてその労働者の了解が得られるよう努めることが適当である。

なお、産業医の選任義務のある事業場においては、必要に応じて、産業医の同席の下に労働者の意見を聞くことが適当である。

ロ 衛生委員会等への医師等の意見の報告等

衛生委員会等において労働者の健康障害の防止対策及び健康の保持増進対策について調査審議を行い、又は労働時間等設定改善委員会において労働者の健康に配慮した労働時間等の設定の改善について調査審議を行うに当たっては、労働者の健康の状況を把握した上で調査審議を行うことが、より適切な措置の決定等に有効であると考えられることから、事業者は、衛生委員会等の設置義務のある事業場又は労働時間等設定改善委員会を設置している事業場においては、必要に応じ、健康診断の結果に係る医師等の意見をこれらの委員会に報告することが適当である。



なお、この報告に当たっては、労働者のプライバシーに配慮し、労働者個人が特定されないよう医師等の意見を適宜集約し、又は加工する等の措置を講ずる必要がある。

また、事業者は、就業上の措置のうち、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他の適切な措置を決定する場合には、衛生委員会等の設置義務のある事業場においては、必要に応じ、衛生委員会等を開催して調査審議することが適当である。

ハ 就業上の措置の実施に当たっての留意事項

事業者は、就業上の措置を実施し、又は当該措置の変更若しくは解除をしようとするに当たっては、医師等と他の産業保健スタッフとの連携はもちろんのこと、当該事業場の健康管理部門と人事労務管理部門との連携にも十分留意する必要がある。また、就業上の措置の実施に当たっては、特に労働者の勤務する職場の管理監督者の理解を得ることが不可欠であることから、プライバシーに配慮しつつ事業者は、当該管理監督者に対し、就業上の措置の目的、内容等について理解が得られるよう必要な説明を行うことが適当である。

また、労働者の健康状態を把握し、適切に評価するためには、健康診断の結果を総合的に考慮することが基本であり、例えば、平成19年の労働安全衛生規則の改正により新たに追加された腹囲等の項目もこの総合的考慮の対象とすることが適当と考えられる。しかし、この項目の追加によって、事業者に対して、従来と異なる責任が求められるものではない。

なお、就業上の措置は、当該労働者の健康を保持することを目的とするものであって、当該労働者の健康の保持に必要な措置を超えた措置を講ずるべきではなく、医師等の意見を理由に、容易に解雇等をすることは避けるべきである。

また、就業上の措置を講じた後、健康状態の改善が見られた場合には、医師等の意見を聴いた上で、通常の勤務に戻す等適切な措置を講ずる必要がある。

(5) その他の留意事項

イ 健康診断結果の通知

事業者は、労働者が自らの健康状態を把握し、自主的に健康管理が行えるよう、労働安全衛生法第66条の6の規定に基づき、健康診断を受けた労働者に対して、異常の所見の有無にかかわらず、遅滞なくその結果を通知しなければならない。

ロ 保健指導

事業者は、労働者の自主的な健康管理を促進するため、労働安全衛生法第66条の7第1項の規定に基づき、一般健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して、医師又は保健師による保健指導を受けさせるよう努めなければならない。この場合、保健指導として必要に応じ日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、健康診断に基づく再検査又は精密検査、治療のための受診の勧奨等を行うほか、その円滑な実施に向けて、健康保険組合その他の健康増進事業実施者（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条に規定する健康増進事業実施者をいう。）等との連携を図ること。

深夜業に従事する労働者については、昼間業務に従事する者とは異なる生活様式を求められていることに配慮し、睡眠指導や食生活指導等を一層重視した保健指導を行うよう努めが必要である。

また、労働者災害補償保険法第26条第2項第2号の規定に基づく特定保健指導及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第24条の規定に基づく特定保健指導を受けた労働者については、労働安全衛生法第66条の7第1項の規定に基づく保健指導を行う医師又は保健師にこれらの特定保健指導の内容を伝えるよう働きかけることが適当である。

なお、産業医の選任義務のある事業場においては、個々の労働者ごとの健康状態や作業内容、作業環境等についてより詳細に把握し得る立場にある産業医が中心となり実施されることが適當である。

ハ 再検査又は精密検査の取扱い

事業者は、就業上の措置を決定するに当たっては、できる限り詳しい情報に基づいて行うことが適當であることから、再検査又は精密検査を行う必要のある労働者に対して、当該再検査又は精密検査受診を勧奨するとともに、意見を聞く医師等に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが適當である。

なお、再検査又は精密検査は、診断の確定や症状の程度を明らかにするものであり、一律には事業者にその実施が義務付けられているものではないが、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）、高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に基づく特殊健康診断として規定されているものについては、事業者にその実施が義務付けられているので留意する必要がある。

二 健康情報の保護

事業者は、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講すべき措置に関する指針（平成16年厚生労働省告示第259号）に基づき、健康情報の保護に留意し、その適正な取扱いを確保する必要がある。就業上の措置の実施に当たって、関係者に健康情報を提供する必要がある場合には、その健康情報の範囲は、就業上の措置を実施する上で必要最小限とし、特に産業保健業務従事者（産業医、保健師等、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者をいう。）以外の者に健康情報を取り扱わせる時は、これらの者が取り扱う健康情報が利用目的の達成に必要な範囲に限定されるよう、必要に応じて健康情報の内容を適切に加工した上で提供する等の措置を講ずる必要がある。

ホ 健康診断結果の記録の保存

事業者は、労働安全衛生法第66条の3及び第103条の規定に基づき、健康診断結果の記録を保存しなければならない。記録の保存には、書面による保存及び電磁的記録による保存があり、電磁的記録による保存を行う場合は、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）に基づき適切な保存を行う必要がある。また、健康診断結果には医療に関する情報が含まれることから、事業者は安全管理措置等について「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参照することが望ましい。

また、二次健康診断の結果については、事業者にその保存が義務付けられているものではないが、継続的に健康管理を行うことができるよう、保存することが望ましい。

なお、保存に当たっては、当該労働者の同意を得ることが必要である。

資料2

平成16年10月29日付け基発第1029009号

「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」（抄）

平成17年4月1日から個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が全面施行されることに伴い、雇用管理に関する個人情報については、その適正な取扱いを確保するため、平成16年7月1日に、同法第8条の規定に基づき、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年厚生労働省告示第259号。以下「指針」という。）が公布されたところである。

「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）及び国会における附帯決議において医療分野における個人情報が特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要があると指摘されていること、並びに平成16年9月に取りまとめられた「労働者の健康情報の保護に関する検討会」報告書の内容を踏まえ、今般、指針に定める雇用管理に関する個人情報のうち健康診断の結果、病歴、その他の健康に関する情報（以下「健康情報」という。）の取扱いについて、指針に定めるものに加えて事業者が留意すべき事項を下記のとおり取りまとめた。

雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項

第1 趣 旨

この留意事項は、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年厚生労働省告示第259号。以下「指針」という。）に定める雇用管理に関する個人情報のうち健康情報の取扱いについて、指針に定める措置の実施等に加えて事業者が留意すべき事項を定めるものである。

第2 用語の定義

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条及び指針第2に定めるもののほか、この留意事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 健康情報

指針に定める雇用管理に関する個人情報のうち、健康診断の結果、病歴、その他の健康に関するものをいう。なお、健康情報に該当するものの例として、次に掲げられるものが挙げられる。

- (1) 産業医が労働者の健康管理等を通じて得た情報
- (2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第65条の2第1項の規定に基づき、事業者が作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認めたときに実施した健康診断の結果
- (3) 安衛法第66条第1項から第4項までの規定に基づき事業者が実施した健康診断の結果並びに安衛法第66条第5項及び第66条の2の規定に基づき労働者から提出された健康診断の結果
- (4) 安衛法第66条の4及び第66条の5第1項の規定に基づき事業者が医師等から聴取した意見及び事業者が講じた健康診断実施後の措置の内容
- (5) 安衛法第66条の7の規定に基づき、事業者が実施した保健指導の内容
- (6) 安衛法第69条第1項の規定に基づく健康保持増進措置（THP：トータル・ヘルスプロモーション・

- プラン)を通じて事業者が取得した健康測定の結果、健康指導の内容等
- (7) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第27条の規定に基づき、労働者から提出された二次健康診断の結果
- (8) 健康保険組合等が実施した健康診断等の事業を通じて事業者が取得した情報
- (9) 受診記録、診断名等の療養の給付に関する情報
- (10) 事業者が医療機関から取得した診断書等の診療に関する情報
- (11) 労働者から欠勤の際に提出された疾病に関する情報
- (12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、任意に労働者等から提供された本人の病歴、健康診断の結果、その他の健康に関する情報

2 産業保健業務従事者

産業医、保健師等、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者をいう。

第3 健康情報の取扱いについて事業者が留意すべき事項

1 法第16条及び法第23条第1項に規定する本人の同意に関する事項

(指針第3の2関係)

- (1) 事業者が、労働者から提出された診断書の内容以外の情報について医療機関から健康情報を収集する必要がある場合、事業者から求められた情報を医療機関が提供することは、法第23条の第三者提供に該当するため、医療機関は労働者から同意を得る必要がある。この場合においても、事業者は、あらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。
- (2) また、事業者が、健康保険組合等に対して労働者の健康情報の提供を求める場合、事業者と健康保険組合等とは、異なる主体であることから、法第23条の第三者提供に該当するため、健康保険組合等は労働者(被保険者)の同意を得る必要がある。この場合においても、事業者は、あらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。

ただし、事業者が健康保険組合等と共同で健康診断を実施する場合等において、法第23条第4項第3号の要件を満たしている場合は、当該共同利用者は第三者に該当しないため、当該労働者の同意を得る必要はない。

2 法第20条に規定する安全管理措置及び法第21条に規定する従事者の監督に関する事項(指針第3の3(1)及び(2)関係)

- (1) 健康診断の結果のうち診断名、検査値等のいわゆる生データの取扱いについては、その利用に当たって医学的知識に基づく加工・判断等を要することがあることから、産業医や保健師等の看護職員に行わせることが望ましい。
- (2) 産業保健業務従事者以外の者に健康情報を取り扱わせる時は、これらの者が取り扱う健康情報が利用目的の達成に必要な範囲に限定されるよう、必要に応じて健康情報を適切に加工した上で提供する等の措置を講ずること。

3 法第31条に規定する苦情の処理に関する事項(指針第3の8関係)

指針第3の8に定める苦情及び相談を受け付けるための窓口については、健康情報に係る苦情及び相談に適切に対応するため、必要に応じて産業保健業務従事者と連携を図ることができる体制を整備

しておくことが望ましい。

4 その他事業者が雇用管理に関する個人情報の適切な取扱いを確保するための措置を行うに当たって配慮すべき事項

- (1) 事業者は、健康診断等を医療機関に委託することが多いことから、健康情報についても外部とやり取りをする機会が多いことや、事業場内においても健康情報を産業保健業務従事者以外の者に取り扱わせる場合があること等にかんがみ、あらかじめ、雇用管理指針第3の6に掲げるものほか、以下に掲げる事項について事業場内の規程等として定め、これを労働者に周知するとともに、関係者に当該規程に従って取り扱わせることが望ましい。
 - (a) 健康情報の利用目的に関すること
 - (b) 健康情報に係る安全管理体制に関すること
 - (c) 健康情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報の範囲に関すること
 - (d) 健康情報の開示、訂正、追加又は削除の方法（廃棄に関するものを含む。）に関すること
 - (e) 健康情報の取扱いに関する苦情の処理に関すること
- (2) 事業者は、(1)の規程等を定めるときは、衛生委員会等において審議を行った上で、雇用管理指針第3の9(1)に定めるところにより労働組合等に通知し、必要に応じて協議を行うことが望ましい。
- (3) 事業者は、安衛法第66条第1項及び第2項等の規定に基づき行われた健康診断を受けた労働者等に対し、遅延なく、その結果を通知すること。
- (4) HIV感染症やB型肝炎等の職場において感染したり、蔓延したりする可能性が低い感染症に関する情報や、色覚検査等の遺伝情報については、職業上の特別な必要性がある場合を除き、事業者は、労働者等から取得すべきでない。
- (5) 労働者の健康情報は、医療機関において「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」に基づき取り扱われ、また、健康保険組合において「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき取り扱われることから、事業者は、特に安全管理措置等について、両ガイドラインの内容についても留意することが期待されている。

第4 個人情報取扱事業者以外の事業者による健康情報の取扱い

個人情報取扱事業者以外の事業者であって健康情報を取り扱う者は、健康情報が特に適正な取扱いの厳格な実施を確保すべきものであることに十分留意し、第3に準じてその適正な取扱いの確保に努めること。

地域産業保健センター

熊本地域産業保健センター

〒860-0811 熊本市本荘 5-15-12 (熊本市医師会ヘルスケアセンター内)

☎ 096-366-2711

または、●上益城郡地域 ☎ 096-282-0461 (上益城郡医師会)
●宇土郡市地域 ☎ 0964-22-0620 (宇土郡市医師会) ●下益城郡地域 ☎ 0964-32-0432 (下益城郡医師会)
●熊本市地域 ☎ 096-366-2711 (熊本市医師会)

八代水俣地域産業保健センター

〒866-0074 八代市平山新町字中道4453-2 (八代市医師会内)

☎ 0965-39-9531

または、●八代郡地域 ☎ 0965-52-2233 (八代郡医師会)
●水俣市芦北郡地域 ☎ 0966-63-4138 (水俣市芦北郡医師会) ●八代市地域 ☎ 0965-34-8850 (八代市医師会)

有明地域産業保健センター

〒865-0005 玉名市玉名2186 (玉名郡市医師会内)

☎ 0968-72-3050

または、●玉名市玉名郡地域 ☎ 0968-72-3050 (玉名郡市医師会) ●荒尾市地域 ☎ 0968-62-0072 (荒尾市医師会)

人吉球磨地域産業保健センター

〒868-0037 人吉市南泉田町72-2 (人吉市医師会内)

☎ 0966-22-3059

または、●人吉市地域 ☎ 0966-22-3065 (人吉市医師会) ●球磨郡地域 ☎ 0966-42-4797 (球磨郡医師会)

天草地域産業保健センター

〒863-0046 天草市龜場町大字食場1181-1 (天草地域健診センター内)

☎ 0969-25-1236

菊池鹿本地域産業保健センター

〒861-1308 菊池市亘366 (菊池郡市医師会立病院内)

☎ 0968-23-1210

または、●山鹿市鹿本郡地域 ☎ 0968-44-2086 (鹿本郡市医師会) ●菊池市菊池郡地域 ☎ 0968-25-2181 (菊池郡市医師会)

阿蘇地域産業保健センター

〒869-2225 阿蘇市黒川1178 (阿蘇郡市医師会内)

☎ 0967-34-1177

健康診断の実施・結果報告についてのお問い合わせは、
下記の機関にお願い致します。

熊本労働局

〒860-0008 熊本市二の丸1-2 TEL.096-355-3186

- 熊本労働基準監督署 /TEL.096-362-7100
- 八代労働基準監督署 /TEL.0965-32-3151
- 玉名労働基準監督署 /TEL.0968-73-4411
- 人吉労働基準監督署 /TEL.0966-22-5151
- 天草労働基準監督署 /TEL.0969-23-2266
- 菊池労働基準監督署 /TEL.0968-25-3136

熊本産業保健推進センター

本センターは、事業場における産業保健活動を支援するほか、
地域産業保健センターおよび産業医等の活動を支援します。

- ◆窓口・電話・メール等による相談
- ◆図書やビデオの閲覧・貸出(無料)
- ◆作業環境測定研修用機器、教育用教材(OHP等)の貸出(無料)
- ◆研修会の開催(無料)や講師のあっせん



独立行政法人 労働者健康福祉機構

熊本産業保健推進センター

〒860-0806 熊本市花畠町1番7号 MY熊本ビル8階

TEL.096-353-5480

FAX.096-359-6506

ホームページ <http://www.kumamoto-sanpo.jp/>

電子メール sanpo43@mvd.biglobe.ne.jp

